

(福)鳥取上小児福祉協会天心寮の事業計画（令和3年度）

新型コロナ感染症の終息が見通せない中ではあるが、例年計画していた事業等の実施を基本にして、その時々の社会環境に対応して各種の取組を進めていくこととする。

（入所児童処遇の基本理念）

1. 児童養護の目標・基本理念（人間像）

健康・知能・情緒・社会生活いずれにおいても豊かで、調和的に発達し、自立した社会人として、自主性と協調性を備えた人間性豊かな人に育てる。

2. 養護の基本方針

- (1) 児童の人格を尊重し、未知の可能性を確信しつつ、個性の伸長と能力の開発を図る。
- (2) 愛と規律を根幹とし、社会の健全な一員となるため、自ら努力する児童の育成に努める。
- (3) 将来「自立と自己表現」を成し遂げるため、子ども時代に「生きる力」を身に付ける。

3. 児童処遇

(1) 生活指導

健康の維持・促進のため、食事・睡眠・排泄・清潔・着脱衣等の基本的生活習慣を身に付けさせるとともに、社会生活のために必要な態度・マナー・常識等の社会的技術を習得する。発達段階に応じた食育の推進に努める。

(2) 学習指導

学力は、単に知識のみならず、技能態度も含めて幅広く身に付けさせ、特に学力不振児に対しては、どんなところでつまずいているか具体的に知り、やる気を起こさせ、動機付けを工夫し、適切な学習支援を行う。

中学生、特に受験生については、学習塾を活用し、高校進学へ向けての学習援助を行う。

(3) 余暇指導

児童が自分自身で自由に使える時間を設定する。これは、児童の自発性を育て、独立心を獲得するために必要である。各種スポーツ、ゲーム、音楽、絵画等自発的活動に応じるように、設備、教材、遊具などの整備に努める。

(4) 心理治療的配慮

児童は、その多くが家庭でのトラブル、不適切な対応・虐待による圧力等から、強い不満・葛藤・劣等感・不安を経験している。このため、児童の立場になって、動作上・言語上の表現を受け入れ、共感するとともに、児童の情緒的安定を図り、意欲を持つように導く。

児童の特性を理解し、特性に応じた対応が行えるようにする。

（健康管理・安全管理）

1. 健康管理

児童の健康管理のため、年2回（7月、1月）の健康診断を実施、健診結果に基づいて異常の早期発見・早期治療に努める。また、毎月身体測定を行い児童の成長を確認する。小学校・中学校・高等学校で実施する歯科・耳鼻科・眼科の検診結果にも早急に対応し、日常生活・学校生活で不便の無いよう処置していく。さらに、肉体面の健康のみならず、精神面での健康にも気を配り、日頃から可能な限り児童一人ひとりとのコミュニケーションを大切にし、悩み、要望等に適切にこたえるよう配慮する。また、必要な予防接種や検査を適時に行う。

2. 安全管理

全国各地で震災や風水害による被害が見られる昨今、自分の身は自分で守れるように、日頃の訓練・学習を通して知識・実践を身に付けることが必要になっている。このため、所轄消防署に指導を依頼するなど、年間の防災訓練計画の中で効果的な実施に努める。また、万が一の事故・不審者・防犯・保護者等からの無謀な要求等に対応するため、児童相談所・警察署・消防署等の関係機関との連携を密に図る。また、食中毒の発生予防、遊具の安全点検、児童間暴力の未然防止など児童の安全が確保されるように努める。

(職員処遇技術の向上)

1. 各種研修会への参加

各職員の経験・能力に応じた研修計画を立案し、全職員が参加の機会を持ち、社会状況の変化やニーズにこたえるために必要な専門知識・技術の習得に努める。また、研修報告の機会を確保し、多くの職員で共有できるよう努める。小規模化に向けた取組として、先進的な施設の取組情報などをもとに、職員の意識、技術の向上に努める。

2. 施設内研修の実施

専門知識・技術の習得の機会を広げるため、外部から講師を招き、講義・ワークショップなどを企画・実施するとともに、外部研修に参加した職員からの研修報告の機会を確保し、児童の処遇の改善・向上を目指す。また、日常業務の中で適切なかかわりができるよう、お互いの気づきなどを共有できる機会を設ける。

3. 「児童の権利」に関する意識向上に向けた取組

職員による、入所児童への不適切な対応・虐待が起こらないよう、人権擁護のチェックリストによる自己チェックや「被措置指導等虐待対応の手引き」等を活用した学習会を行うことで、児童の権利に関する理解を深め、対応力を強化する。

4. 児童の特性や行動理解と処遇検討のための取組

児童のその時々の状況を把握し、また情報共有を密にした処遇改善を図るため、幼児担当、小学生担当、中学生担当などの職員グループごとに話し合う機会を確保する。また、職員全員の認識や特性の強い児童などについては、職員全員でのケース検討会として実施する。おって、小中学校や児相との情報交換を密にし、児童の処遇に生かしていく。

(施設整備等)

1. 2020 からスタートした「社会的養育推進計画」に対応し、施設の小規模化に取り組む。
2. 廉房の室温管理が課題となっており、日よけなど所要の対応を行う。
3. 児童居室のドア・タンス・ロッカー等の修理等を進めていく。
4. トイレの洋式化や新館のトイレの水洗化を検討・実施する。
5. その他備品等も含め設備の更新等を検討し、その整備を計画的に進める。

(第2種社会福祉事業 子育て短期支援事業の実施)

1. 児童養護施設の運営に支障がない限り、市町からの委託によりショートステイを受け入れ、適切な処遇を行う。平成 30 年度から瀬戸内市と契約している。

(社会福祉法人の公益的事業の実施)

1. 社会福祉法人は、地域における公益的な取組を行うことが責務となっており、平成 30 年 5 月に設立された「赤磐市社会福祉法人連絡会」及びその構成員として取組を進める。
2. 赤磐市障害者自立支援協議会（事務局は赤磐市）に施設として参加しており、障害者福祉の分野で公益的な取組を進める。
3. 保育実習生を受入れ、その学びを支援する。
4. 公認心理士養成に係る実習生を受け入れる。

(第三者評価)

3 年に一度の外部評価を令和 2 年度に実施し、公表している。今年度は、自己評価を実施する。

(資金計画)

通常経費は、措置費でまかなうものとする。施設整備等で多額の経費が見込まれるときは、理事会において積立金を取り崩すことを検討していただく。

(その他)

年間行事、職員研修、職員名簿は別紙を参照。